

川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市教育委員会公用文に関する規程（昭和59年教育委員会訓令第3号）

の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「不服申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表(案)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市教育委員会公用文に関する規程 昭和59年9月29日教委訓令第3号 川崎市教育委員会公用文に関する規程 (第1条～第3条 略) (文体)</p> <p>第3条 公用文の文体は、「ます」体を基調とする口語文を原則として用いる。ただし、次の各号に定めるものは、「である」体を用いるものとする。</p> <p>(1) 公示文のうち条例及び規則 (2) 令達文のうち訓令 (3) 一般文のうち契約書、議案、<u>審査請求</u>関係文書その他これに準ずるもの (4) 国、他の公共団体等が法令等で定める様式で、これによらなければならぬもの</p> <p>2 文章は、なるべく短くくぎり、又は簡条書きにできるものはなるべく簡条書きにするものとする。 (以下 略)</p> | <p>○川崎市教育委員会公用文に関する規程 昭和59年9月29日教委訓令第3号 川崎市教育委員会公用文に関する規程 (第1条～第3条 略) (文体)</p> <p>第3条 公用文の文体は、「ます」体を基調とする口語文を原則として用いる。ただし、次の各号に定めるものは、「である」体を用いるものとする。</p> <p>(1) 公示文のうち条例及び規則 (2) 令達文のうち訓令 (3) 一般文のうち契約書、議案、<u>不服申立</u>関係文書その他これに準ずるもの (4) 国、他の公共団体等が法令等で定める様式で、これによらなければならぬもの</p> <p>2 文章は、なるべく短くくぎり、又は簡条書きにできるものはなるべく簡条書きにするものとする。 (以下 略)</p> |